

「豊中市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」より抜粋

1 児童生徒の出席停止等の考え方

(1) 児童生徒本人の感染が判明または本人が濃厚接触者と認定された場合

(新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑いとして出席停止)

【出席停止の期間】

①感染の場合……………(開始日) 感染の判明した日

ただし、判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

(終了日) 専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき

②濃厚接触の場合…(開始日) 濃厚接触者と認定された日(同居者等の感染判明日)

(終了日) 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間

ただし、期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 児童生徒本人に発熱等かぜ症状が見られる場合(新型コロナウイルス感染症の疑いとして出席停止)

【出席停止の期間】

①下記【A】～【C】のいずれかに該当する場合

○ かかりつけ医・相談センター等の指示でPCR検査を受検…(開始日) 症状の出た日

(終了日) 陰性の場合は医師

等の指示による

陽性の場合(1)へ

○ かかりつけ医・相談センター等より医療機関受診の指示あり…(開始日) 症状の出た日

(終了日) 医師の指示による

○ かかりつけ医・相談センター等より医療機関受診の指示なし…(開始日) 症状の出た日

(終了日) 快癒するまで

②下記【A】～【C】のいずれにも該当しない場合…(開始日) 症状の出た日

(終了日) 快癒するまで

【A】 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

【B】 高齢者や基礎疾患がある方、妊娠中の方で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

【C】 上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状が続く

(3) 児童生徒の同居者が濃厚接触者と認定、または発熱等かぜ症状が見られる場合

(新型コロナウイルス感染症の疑いとして出席停止)

【出席停止の期間】

①濃厚接触の場合……………(開始日) 同居者が濃厚接触者と認定された日

(終了日) 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間

②発熱等かぜ症状の場合…(開始日) 同居者に症状の出た日

(終了日) 同居者が快癒するまで

#### (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については、次のように取り扱うこと。

##### ①登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い(\*)ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。

##### \*重症化のリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

##### ②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさけるなど、注意すること。

#### (5) 海外から帰国した児童生徒等への対応

帰国した日の過去14日以内に海外（全ての国・地域）に滞在歴がある児童生徒等については、政府から2週間の自宅待機が要請される。

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させてもよい。なお、検疫強化対象地域等<sup>※</sup>は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状がある場合は、前記(2)とみなすこと。

※厚生労働省HP「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html#Q1-1)